# 令和5年度秋田市社会福祉審議会第1回地域福祉専門分科会会議録

日 時:令和5年7月11日(火) 13時30分から14時20分まで

場 所:秋田市役所本庁舎5階 第4委員会室

出席者:委員13人

事務局 〇地域福祉推進室

東海林室長、笠井副参事、足利副参事、藤島副参事、石川副参事、進藤副参事、坂口主席主査、佐藤(康)主席主査、鈴木主事

○長寿福祉課

相場課長、佐藤(英)副参事、佐々木主査

欠席者:佐々木真委員、佐々木政昭委員、佐藤正俊委員、羽渕友則委員、藤田尚委員

## 【議事】

#### 主な意見

(1) 第4次秋田市地域福祉計画、秋田市再犯防止推進計画および秋田市成年後見制度利用促進基本計画の取組について

## (藤原委員)

- ○秋田市成年後見制度利用促進基本計画について、45ページ の基本目標2「利用者がメリットを実感できる制度運用」と あるが、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において、「利用者」という主語が誰を指すのかはっきりとしないこと から削除されているため、市の次期計画においてもこの文言を使用しないようお願いしたい。
- ○申立件数の目標値・実績値をあげているが、申立件数が多ければよいというだけでなく、本人の状況にあった支援がされるよう対応していただきたい。
- ○意思決定支援に基づき後見業務を行う必要があることから、 後見人だから本人に代わって何をしてもよいわけではない。 意思決定支援の正しい理解が得られるような取組に留意して 欲しい。
- ○秋田市再犯防止推進計画について、41ページの「セーフティネット住宅の登録促進」の自己評価がAとなっているが、 住宅の登録がされても住宅確保要配慮者が入居できるかは別 問題であり、現場の意見としては、実際に入居できていると いう実感はない。登録を増やすだけでなく、利用できるよう な取組が必要なのではないだろうか。
- ○障がい者が相談しやすい窓口に関して、障がいに関する申請 をした際、本来行政は受理しなければいけないにも関わらず、

受理されなかったということがあった。行政には、法律を遵 守した運用をしていただきたい。

(事務局)

○ただ今いただいた意見等については、今後の策定作業を進める中で参考にさせていただきたい。

(船木委員)

○45ページの地域連携ネットワークの連携促進について、ど のような取組を行っているか。

(事務局)

○令和4年1月に中核機関として秋田市権利擁護センターを設置し、中核機関が開催する個別事例の検討を行う利用支援検討会を通じて、関係団体の連携促進を図っている。また、令和4年4月に設置した秋田市成年後見制度利用促進協議会において、連携および協力体制の構築に関する協議を行っている。今後は、家庭裁判所などとも連携を図った取組を推進していきたい。

(三浦委員)

○15ページに認知症高齢者に関する取組が記載されているが、以前、自分で立ったり歩いたりできないと認知症高齢者から連絡があり、包括支援センターに連絡したが、緊急連絡先にかけてもつながらなかったことがあった。包括支援センターの体制はどのようになっているのか。

(事務局)

○包括支援センターについては、24時間対応できるよう体制を整えている。時間外においては、緊急連絡先につなぐようにしているが、今回の事例のようにつながらないということがないよう、指導していきたい。また、困ったことがあれば長寿福祉課に連絡していただきたい。

#### (2) 第5次秋田市地域福祉計画の策定について

(渡邊委員)

○秋田市再犯防止推進計画について、令和3年度に策定された が、次期計画については単独計画ではなくなるということか。

(事務局)

○そのとおりである。国のガイドラインにおいて、関係計画は 一体的に展開することが望ましいものについては、包含して 策定してよいとされているため、第5次秋田市地域福祉計画 に章立てて策定する。

(藤原委員)

○国の第二期成年後見制度利用促進基本計画は、令和4年度から令和8年度までである。一方、市の計画は令和6年度からであり、2年後には国の次期計画が策定されることになる。

成年後見制度に関する計画は方針が変わりやすいため、国と 市で方針のずれが生じることや、地域福祉計画に包含される ことにより機動性が低くなることを懸念しているが、どのよ うに考えているか。

(事務局)

○国の計画を反映させ、不都合がないよう策定していきたいと 考えているが、今の意見については、今後の策定作業の中で も検討させていただきたい。

# (3) その他

(特になし)

(以上)